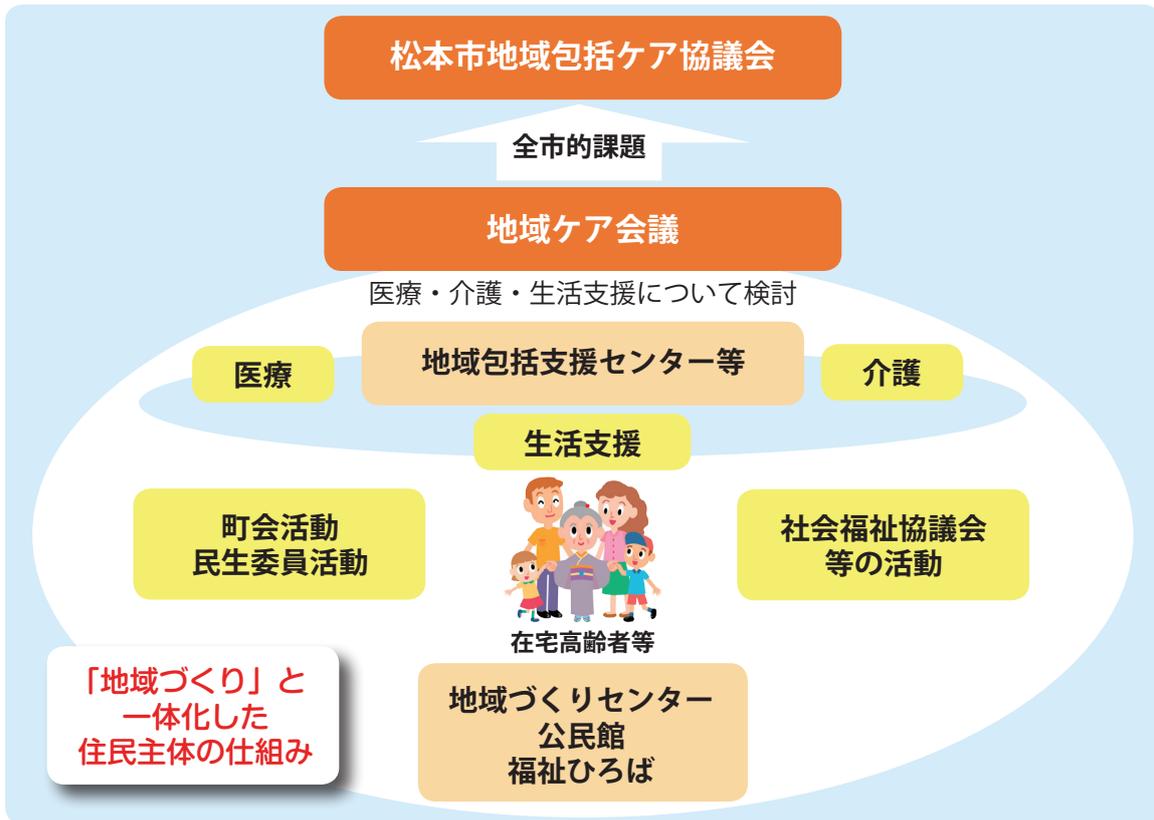


♥地域で見守る仕組みづくり♥

地域包括ケアシステム・松本モデル

●問い合わせ 高齢福祉課（本庁舎北別棟1階 ☎34-3237 📠34-3026）

本市では、急速な超少子高齢型人口減少社会に対応するため、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。
誰もが住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活が持続できるよう、「地域づくり」という本市の特性を生かした、松本独自のシステム構築を目指しています。



「地域包括ケアシステム・松本モデル」イメージ図

地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

「松本モデル」の構築

松本市は現在、市内の全35地区に「地域づくりセンター」を設置し、特色ある地域づくり活動を展開しています。「地域包括ケアシステム・松本モデル」は、これまで取り組んできた、地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばでの住民主体の地域づくり活動を土台として

- ①医療と介護の専門職が連携した在宅サービスの提供
- ②向こう三軒両隣のような地域の支え合いの仕組みを加え、構築するものです。

地域の拠点を最大限生かし、住民と医療・介護関係者、行政関係者が顔の見える関係を築き、高齢者を地域全体で見守る仕組みを整備します。

医療と介護が連携した 在宅サービス

本市では、在宅医療・介護連携推進事業として、

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②課題の抽出と検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- ④医療・介護関係者の情報共有支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発



岡田地区松岡町会「みのりの会」の活動の様子



岡田地区地域ケア会議の様子

⑧関係市村との連携に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムを実現するための一つの手段として、「地域ケア会議」があります。

医療と介護の専門職と、住民の皆さんが、顔の見える関係を作り、困りごとなどの情報を共有し、役割分担をしながら、課題抽出や解決方法を検討する場が「地域ケア会議」です。

地域ケア会議で抽出された地域の課題は、地域で解決することを基本とし、全市的な課題は、「松本市地域包括ケア協議会」で協議され、市の政策に反映できるように、政策提言を行います。

向こう三軒両隣の 支え合い

現在、市内3地区（四賀、岡田、第二）で、住民同士による支え合い活動の進め方を検討し、手順をまとめた支援ガイドの作成を進めています。

このガイドを活用するなどして、市内35地区全てで、住民主体の支え合い活動を推進

します。
さらに、地域住民が互いに支え合う活動を支援するため、「地域福祉活動事業への補助」制度を設けました。（左記のとおり）

「住民」「専門職」「行政」の協働
地域包括ケアシステムの構

築に向けて、理解を深め、さまざまな課題を他人事ではなく、自分のこととして捉えるために、「住民」「介護・医療の専門職」「行政」が協働で取り組む必要があります。
誰もが住み慣れた地域で、医療と介護の連携による在宅サービスと住民同士の支え合いの仕組みによって、安心して暮らし続けられるよう、市として支援していきます。

地域福祉活動事業への補助

地域住民が互いに支え合う、「地域福祉活動」を行う団体に対して補助金等を交付します。

- 対象となる団体
市内を活動拠点とする、3人以上の任意団体（ボランティア団体、高齢者クラブ等）で、下記の地域福祉活動を行うもの。
- 対象となる地域福祉活動
健康づくり・居場所づくり（身体機能回復を目的とした活動や、住民が集う居場所づくりの活動）、外出支援（買い物や通院等の外出支援活動）、家事支援（掃除、洗濯等自宅での家事支援活動）等の活動
- 団体への財政支援

	事業名	限度額	補助率	補助内容
活動 支え 合い 事業	健康づくり・居場所づくり事業	5万円	10/10以内	おおむね65歳以上の住民を対象に団体が企画・運営を行う活動（月1回以上定期的に行い、参加者がおおむね10人以上のもの）
	外出支援事業	10万円		
	家事支援事業	5万円		
基盤 整備 事業	団体設立事業	5万円	10/10以内	支え合い活動事業を行う団体の設立に係る初期的経費
	居場所設備整備事業	5万円	3/4以内	支え合い活動を行う地域住民の居場所整備に係る初期的経費
	居場所改修整備事業	35万円		空き家などを居場所として利用する際の改修整備に係る経費
	支え合い活動運営事業	5万円	10/10以内	支え合い活動を行う場所の利用料または賃借料

- 申請
申請前には、事前協議が必要です。
30年5月末日までにご相談ください。

- 受け付け・問い合わせ
福祉計画課（東庁舎2階 ☎34-3227 📠34-3204）

